

★ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十六号）（地域福祉課）

一 改正の要旨

広島県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を踏まえ、実費弁償の限度額を改めるなどの改正を行った。

二 施行期日等

令和二年十月二十九日から施行し、同年七月四日から適用する。